

令和6年度第1回 東京都商品等安全対策協議会
議事録

令和6年9月19日（木）

都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室B（対面・オンライン併用）

午後 1 時 30 分開会

○折原課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和 6 年度第 1 回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から消費者行政をはじめ、都の事業へのご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。

私は、本協議会の事務局を務めております生活安全課長の折原と申します。会長と進行を交代するまでの間、司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事に入らせていただく前に、本協議会にご参加いただく皆様をご紹介します。お手元の資料の会議次第の次に、委員等名簿がございます。こちらの名簿の順に沿ってご紹介しますので、お名前をお呼びしましたら、一言いただければと存じます。

まず、委員の皆様をご紹介します。

国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員の北村光司委員でございます。

○北村委員 北村です。よろしくお願いいたします。

○折原課長 東洋大学福祉社会デザイン学部人間環境デザイン学科教授の仲綾子委員でございます。

○仲委員 仲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 東京消防庁防災部副参事地域防災担当の中島立臣委員の代理出席として、防災部防災安全課課長補佐兼生活安全係長の殿谷英彦様でございます。

○殿谷委員代理 殿谷と申します。本日、中島の代理で参りました。よろしくお願いいたします。

○折原課長 独立行政法人国民生活センター商品テスト部、部長の仲野禎孝委員でございます。

○仲野委員 仲野でございます。よろしくお願いいたします。

○折原課長 公益社団法人全国消費生活相談員協会、週末電話相談室主任相談員、製品安全ワーキンググループの野田夜賜重委員でございます。

○野田委員 野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常務理事の米山眞梨子委員でございます。

○米山委員 米山でございます。よろしくお願いいたします。

○折原課長 続きまして、特別委員の皆様をご紹介します。

公益社団法人日本水難救済会常務理事の江口圭三委員でございます。

○江口特別委員 江口と申します。この業界では、イカおやじと呼ばれています。よろしくお願いします。

○折原課長 一般社団法人日本釣用品工業会第1事業部長の柿沼清英委員でございます。

○柿沼特別委員 日本釣用品工業会の柿沼と申します。よろしくお願いいたします。

○折原課長 一般社団法人水難学会会長の木村隆彦委員でございます。

○木村特別委員 木村です。よろしくお願いいたします。

○折原課長 日本小型船舶検査機構業務部検査検定課長の迫洋輔委員でございます。

○迫特別委員 迫でございます。よろしくお願いいたします。

○折原課長 公益財団法人河川財団河川・水教育センター主任研究員の菅原一成委員でございます。

○菅原特別委員 菅原と申します。よろしくお願いいたします。

○折原課長 一般社団法人日本釣用品工業会規格・安全委員会、ライフジャケット安全・啓発ワーキンググループリーダーの友繁淳史委員でございます。

○友繁特別委員 友繁と申します。よろしくお願いいたします。

○折原課長 公益社団法人日本ライフセービング協会副理事長・ライフセービング教育本部長の松本貴行委員でございます。

○松本特別委員 本職は、学校法人成城学園というところで保健体育の教員をやっております。ライフセービング協会の松本です。よろしくお願いします。

○折原課長 NPO法人川に学ぶ体験活動協議会代表理事の宮尾博一委員でございます。

○宮尾特別委員 川に学ぶ体験活動協議会の代表理事をしております宮尾でございます。よろしくお願いします。

○折原課長 小型船舶関連事業協議会第1、2部会長の宮村信吾委員でございます。

○宮村特別委員 宮村です。よろしくお願いいたします。

○折原課長 続きまして、関係者をご紹介します。

NPO法人Safe Kids Japan事業推進マネージャーの吉川優子様でございます。

○吉川氏 吉川優子と申します。私の息子は12年前に水の事故で亡くなりまして、関係者ということで、この場に参加させていただいておりますが、子供の安全の活動、そして水難

事故防止の活動に関しては、委員の皆様と活動を進めてまいりました。今日は本当に貴重な機会をいただきまして誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○折原課長　続きまして、本日、オンラインでご出席されているオブザーバーの皆様をご紹介します。なお、時間の都合により、ご所属とお名前をまとめて読み上げさせていただきます。

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川環境教育係長の大石兼史様。

経済産業省製造産業局生活製品課課長補佐の大塚恒明様。

同じく、経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課課長補佐の小野塚直人様。

消費者庁消費者安全課長の阪口理司様の代理出席として、消費者安全課政策企画専門官の稲垣利彦様。

国土交通省海事局検査測度課専門官の平瀬利明様。

同じく、国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室課長補佐の森吉直樹様にご出席いただいております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。事務局職員名簿をご覧ください。

消費生活部長の片岡でございます。

○片岡部長　片岡です。よろしくお願いいたします。

○折原課長　生活安全課の石井でございます。

○石井課長代理　石井です。よろしくお願いいたします。

○折原課長　同じく、今井でございます。

○今井課長代理　今井です。よろしくお願いいたします。

○折原課長　同じく、西塚でございます。

○西塚主任　西塚です。よろしくお願いいたします。

○折原課長　よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料を確認させていただきます。ペーパーレスの取組を進めるため、資料はお手元のタブレット端末にご用意しております。

初めてお使いになる方もいらっしゃると思いますので、操作について説明いたします。

タブレットは縦でも横でも、いずれもご自由にご覧いただけます。画面を指で左にスライドしますと、次のページをご覧いただけます。左右に矢印の表示がございますが、この矢印をタッチしても、ページを変えることができます。例えば、右の矢印をタッチしますと進み、

左の矢印をタッチすると戻ります。また、画面の一部を指２本で押さえ、指の幅を広げたり縮めたりすることで、部分的に画面の表示を拡大・縮小することもできます。

それでは、タブレットを操作していただき、資料の確認をお願いいたします。紙資料をお配りした方につきましては、併せてご覧ください。

なお、操作がお分かりにならない場合や、何かございましたら、周りの職員が対応いたしますので、挙手等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

最初に、本日の会議次第です。

おめくりいただきまして、委員等名簿、事務局職員名簿。続いて、座席表。続いて、これまでの取組テーマ。続いて、東京都商品等安全対策協議会設置要領となっております。

続いて、概要説明資料。続いて、資料１、水難者数等の統計及び水難事例。続いて、資料２、ライフジャケットの種類と安全対策等。続いて、資料３、法令・規格・基準と行政機関の取組。続いて、資料４、海外における水辺のレジャー時に使用するライフジャケットに関する状況等。続いて、資料５、水辺でのライフジャケットの着用に関する実地調査結果。続いて、資料６、ライフジャケットに関するアンケート調査（案）。続いて、資料７、ライフジャケットに関する検証実験（案）。続いて、資料８、論点について。続いて、資料９、今後の協議スケジュールでございます。

以上となります。よろしいでしょうか。

それでは、続けさせていただきます。

本協議会は公開とさせていただきます。

それでは、協議会開会に当たり、消費生活部長の片岡からご挨拶を申し上げます。

○片岡部長 改めまして、消費生活部長の片岡でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

皆様方にはお忙しい中、本協議会の委員並びに特別委員にご就任いただきまして誠にありがとうございます。また日頃より、東京都の消費生活行政に多大なるご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、本協議会は身近にある商品等の使用に伴う被害から都民を守るため、商品等の安全対策につきまして、事業者、消費者、有識者の皆様方により、ご検討いただく会議でございます。

これまでにご検討いただきましたテーマは、お手元の資料にあるかと存じますが、

子供服のひもやブラインド等のひもに関する J I S の制定、ライターの子供・レジスタンス機能の法規制、また子供が素手で開けにくい電池パッケージの基準の策定など、都民にとどまらず、全国の消費者のための安全対策へつながっているところでございます。

今年度は、水辺のレジャーにおけるライフジャケットの着用と安全な使用をテーマとさせていただきます。河川・海等における水難事故は毎年、絶えず発生しておりまして、水辺で活動する際はライフジャケットを着用するよう、様々な機関が注意を行っています。しかし、事故のときにはライフジャケットの着用率は実際低く、また誤った着用方法により脱げるなどして溺水を防げない場合もあることから、今回ご検討をお願いしたいと存じます。

都といたしましては、本協議会での水難事例の分析やアンケートにおきまして、水辺のレジャーにおけるライフジャケットの使用実態を調査するとともに検証実験を行い、実態をしっかりと把握した上で、実効性のある安全対策を検討していく必要があると考えております。

今年度の協議会には、ライフジャケットに関連する事業者団体等の皆様方にも委員として加わっていただきますとともに、経済産業省、国土交通省、消費者庁からもオブザーバーとしてご参加いただいております。

日頃から様々なお立場で安全対策に取り組まれている皆様方に多角的な視点からご検討いただきまして、水辺のレジャーにおけるライフジャケットの着用と安全な使用につきまして、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 会長は、協議会設置要領第 6 に基づき、消費生活部長の指名により選任することとなっております。

それでは、部長から指名をさせていただきます。

○片岡部長 それでは、会長につきましては、昨年度、会長代理をお務めいただきました仲委員をお願いしたいと思います。

また、会長の職務を代理する委員につきましては、北村委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 それでは、ここからは仲会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○仲会長 ただいまご指名いただきました仲綾子でございます。会長として、一言ご挨拶を申し上げます。

私は東洋大学で建築、特に子供が育つ環境を専門に、研究や設計や教育を行っています。

ですので、よく聞かれます。「子供の環境をデザインする上で何が一番大事ですか。」そのときは必ず、「安全性です。かわいい形とかカラフルな色、そういうものの前に、まず安全性が大事です」とお答えしています。

そういうこともありまして、様々な安全に関わる委員会のお手伝いをさせていただいています。今日もオブザーバーで参加していただいていると思いますが、国土交通省では、例えばエレベーターやジェットコースターの事故、バルコニーからの転落など、それから経済産業省では、商業施設に設置されたトランポリンなどのエア遊具の事故、また、水上遊具の安全性に関わる委員会などに参加させていただいています。

その中でいつも思いますが、専門家の知見を結集して議論を尽くして、ようやく安全な空間が担保できると思っています。この協議会も、ぜひそういう場になることを願い、力を尽くしたいと思っています。

私は、この東京都の協議会には令和5年度に委員として参加させていただきました。そのときのテーマは、自転車用のヘルメットでした。それ以前は、防水スプレー、ベビーゲートの安全な使用、電気ポットによる子供のやけど、ベランダからの子供の転落、子供の歯ブラシの喉突き防止、そしてコイン電池の誤飲などを扱っていました。

本年度は、水辺のレジャーにおけるライフジャケットの着用と安全な使用をテーマとしています。専門家の皆様の知見を結集して、いろいろな方面からのアプローチを行い、幅広い見地から多くのご意見を賜り、水難事故のリスク低減のため、安全性の高いライフジャケットの普及、正しい着用、着用率の向上につながる方策について、議論が深まることにつながればと思っています。どうぞご理解・ご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従い、進行させていただきます。おおむね15時30分までには終了させていただきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

まず、議事(1)「水辺のレジャーにおけるライフジャケットの着用と安全な使用」についての検討についてです。

検討に当たり、事故事例や安全対策の状況など、事務局が資料を準備しております。最初に、概要説明資料と資料1～資料5及び資料8を一括して事務局からご説明いただき、その後、検討を行いたいと思います。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

○今井課長代理 生活安全課の今井と申します。

概要説明資料を用い、資料 1 ～ 5 の内容を説明し、その後、資料 8 について説明いたします。

概要説明資料の 1 ページ、左側をご覧ください。

まず、協議会では、固型式のライフジャケットを検討対象します。

協議会でのライフジャケットとは、水上で呼吸可能な浮遊姿勢を保つために着用する上着型の浮具で、フローティングベスト等、救命胴衣以外のものを含みます。固型式は、浮力体に固型物を使用しているもののことです。

下に移りまして、1 の水難者数の統計及び水難事例ですが、警察庁の統計より、過去 5 年間の水難者数は全国で 8,017 人、東京都で 407 人おり、人数はおおむね横ばいで推移しております。

表には載っておりませんが、傾向といたしまして、水辺に行く機会の多い夏季に水難者が多く、また水に溺れる事故のため亡くなったり、行方の分からない方の割合が高いなどがございます。

ライフジャケットの着用状況等につきましては、海上保安庁の統計より、過去 10 年間の海のレジャーに伴う水難時における水難者の着用率は、レジャーごとに下の表に示しております。

なお、ライフジャケットの着用者の死者・行方不明者の割合は、非着用時に比べて着用時のほうが低い値となっております。川などの淡水での着用状況の実態は、確認ができませんでした。

1 ページ右側をご覧ください。

東京消防庁管内の救急搬送事例を基に、過去 5 年間の水難に伴う救急搬送者数は 281 人でした。亡くなるなど、重症度が高い方が多く、また高齢者が多くを占めており、東京都においては、河川での発生が多いなどの傾向がございました。

レジャー中の水難による救急搬送者数は、プールを除く自然環境下での事故では 35 人が確認されており、年齢や場所、活動内容を分類したところ、表のとおりでございます。

レジャー中の水難事例についての説明は省略いたしますが、ほとんどのケースで事故時のライフジャケットの着用状況は不明でした。

水難者数の統計及び水難事例の説明は以上になります。

2 ページ目、左側をご覧ください。

2 の商品の種類と安全対策等についてです。ライフジャケットを浮力体の構造で分類す

ると4種類あり、水辺のレジャー活動では主に固型式と膨張式が着用されています。

固型式と膨張式の特徴として、資料2の表から内容を抜粋し、イラスト、各パーツ、使用可能な場所や、固型式、膨張式を比較したときの特徴などを掲載しております。

また、固型式の形状の特徴といたしまして、さらに大人用・子供用の商品で見られる傾向も併せて記載しております。

2ページ目、右側をご覧ください。

性能基準の詳細については、資料3に記載がありますが、水遊びなどで着用するライフジャケットについて、決まった規格はないため、レジャー活動に用いられる商品は性能基準があるものとなないものが混在しております。

商品の表示事項の把握のため、固型式のライフジャケットについて、規格を取っているもの、いないもの、計15商品の本体や添付書類の表示内容を調査いたしました。詳細な結果につきましては、資料2をご覧ください。

使用等に関する注意事項では、本体や添付書類に詳細な記載がある商品がある一方、記載の一切ないものもあるなど、商品による差が大きかった結果となりました。

商品の種類と安全対策等の説明は以上になります。

3ページ目、左側をご覧ください。

3の法令・規格・基準と行政機関の取組についてです。

着用義務につきましては、小型船舶乗船時を除くレジャーではライフジャケットの着用義務はありませんが、小型船舶の船室外の甲板上では、国の基準に適合した小型船舶用救命胴衣等の着用義務がございます。性能要件につきましては、法令等で規定されております。

また、国内の主な規格・基準等につきましては表にまとめております。

左から、小型船舶用救命胴衣の型式承認基準は小型船舶乗船時に着用が必要なライフジャケットの性能基準で、国土交通省が型式承認し、日本小型船舶検査機構などの試験機関が検定を行っております。

なお、区分等に記載しておりますタイプにつきましては、通達上で定められている内容となります。

真ん中のレジャー用ライフジャケットの性能確認試験基準は、レジャー関係者、救命胴衣製造事業者等により構成された委員会を策定主体として検討されたもので、日本小型船舶検査機構が性能を鑑定しております。

一番右のRAC川育ライフジャケット認定規則は、NPO法人、川に学ぶ活動体験協議会

が川や海などの水辺の活動における使用を想定したライフジャケットの認定基準等を定めており、認定も行っております。

それぞれのマーク、対象の構造、区分、性能等につきましては、表をご覧ください。また、詳細につきましては、資料3のそれぞれの規格・基準等の項目をご覧ください。

3 ページ、右側をご覧ください。

行政機関の取組の個々の詳細は省略いたしますが、国や都では、注意喚起やライフジャケットの着用促進の取組を行っており、ウェブ上の発信や、海上保安庁ではライフジャケットの着用体験会など、対面での活動も行っております。

法令・規格・基準と行政機関の取組の説明は以上になります。

下に移りまして、4の海外情報についてです。こちらについては抜粋した内容のみ説明いたしますので、詳細については資料4そのものをご覧ください。

海外における状況、規格・基準等において、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリアの4か国について、調査を行いました。

レジャー用のライフジャケット着用については各国とも、主にカヌーやカヤックを含む船舶乗船時に着用義務があり、乗船を伴わない水辺のレジャーでは着用義務が確認されませんでした。

規格・基準については、いずれの国もISO12402をベースとした規格であることから、細かい諸条件の違いはあるものの、試験要件等に大きな差というのは見られませんでした。

下に移りまして、着用の啓発では、各国とも、マリンレジャーや乗船時の安全対策としてライフジャケットの着用に関する安全啓発を行っており、ウェブでは、着用推奨の理由、種類、マーク、レベル、各種の機能などや、選び方などを情報発信していました。

海外情報の説明は以上になります。

4 ページ、左側をご覧ください。

5の着用状況の現地調査結果です。水辺のレジャー中のライフジャケットの着用状況を観測した結果になります。都内10か所の川や海などで、5月、7月、8月の休日に1か所当たり2回調査を行い、活動内容、子供かどうか、ライフジャケットの種類について、目視で観測を行いました。

の調査結果をご覧ください。

観測者数は918人で、活動内容の内訳は記載のとおりです。ライフジャケットの着用率については、表に活動内容と年齢層別の割合をそれぞれ示しております。

着用率の傾向として、ボートでは着用率が比較的高く、水遊び、遊泳や釣りなどでは低い結果となっております。ボートでは、カヌー体験など、業者が主催するイベントへの参加者も多く、着用率が高い状況だったと考えられます。また、釣りやボートでは、年齢層による着用率の違いはあまりなかったり、水遊び・遊泳では子供、おおむね小学生以下と比べて、一般である中学生以上の着用率が低いなどの傾向がありました。

着用状況の実調査結果の説明は以上になります。

4 ページ右側の内容は、個別にで説明する資料 6・7・8 と内容がかぶりますので、説明は省略いたします。

以上で概要説明資料の説明を終わります。

続きまして、資料 8、論点についてを説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

ページ右下のページ番号 1 ページから 3 ページは今までの説明を振り返る内容となります。

協議会での検討対象は固型式ライフジャケットで、固型式とは浮力体に固型物を使用しているものであり、ライフジャケットというのは水上で呼吸可能な浮遊姿勢を保つために着用する上着型の浮具で、救命胴衣以外のもの、フローティングベスト等も含まれます。

また、海や河川等で水に入る可能性のあるレジャー活動をする人を対象としており、具体的な例といたしましては、水遊びですとか遊泳、岸壁などでの釣り、ボート遊びなどを考えております。

固型式ライフジャケット以外の商品や、釣り船での釣りなど、着用義務のあるレジャー活動は検討対象外としております。

続いて、2 ページをご覧ください。

背景として、水難者数は横ばいで推移しており、水の事故で亡くなったり、行方不明の方の割合というのは高い状態です。

また、ライフジャケットは水に落ちた際などに呼吸ができる姿勢を取るのに有用なものです。しかし、着用義務のない水辺のレジャー時の着用率というのは低い状況でございませう。水遊び等で着用するライフジャケットには強制的な基準はないため、レジャー活動で使われるライフジャケットは性能基準があるものとないものが混在している状況です。

続いて、3 ページ目をご覧ください。

課題として、前述のとおり、着用義務のない水辺のレジャー活動でのライフジャケットの着用率は低いことがあります。

協議会では、アンケートや着用調査で、消費者の現状等の把握、具体的には着用実態や着用しない理由、消費者のライフジャケットの認識、需要等について把握し、また、検証実験で商品の浮力や強度、浮遊試験を行い、ライフジャケットの安全性等について、検証を行います。

続きまして、4 ページ目をご覧ください。

協議会での主な論点として、まず現状（着用実態、商品開発、法規制、アンケート結果など）を踏まえ、課題を整理いたします。そして、安全に使うために消費者の啓発が必要な内容やより着用につながる商品力の向上などの検討を行いたいと考えております。

具体的には、消費者に特に訴えたいこととして、ライフジャケットの着用効果着用の必要性であったり、商品の選び方や正しい使い方など。また着用につながる取組として、着用する機運の醸成ですとか、消費者の要望を踏まえた機能向上等を行うことで、より着用しやすい環境や、購入につながるような魅力のある商品などにつなげることを考えております。

機能向上等の検討に当たっては、素材など物理的な制約もございますので、固型式以外についても必要に応じて議論可能とさせていただきます。

続いて、5 ページ目をご覧ください。

協議会の検討外とするものについて、以下の内容は既にほかの機関、海上保安庁のウォーターセーフティガイド等で検討が行われていたり、本協議会では主に商品安全の観点で協議を行うため、原則対象外、検討外といたします。

具体的には、場や活動内容による着用・非着用の是非や、着衣水泳指導など、水難時の対処への教育、また災害時の着用や備蓄についてなどです。

以上で論点についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○仲会長 ご説明ありがとうございました。

それでは早速、検討に入りたいと思います。

本日は初回ですので、まず委員の皆様、全員にご発言いただければと思います。本日の資料に関する補足やご意見、安全対策についての取組等について、ご発言をお願いいたします。それでは、委員等名簿の順に沿って、皆様からご発言をお願いできればと思います。

皆様にご発言いただきたいことと、会議の進行の都合もありますので、ご発言はお一人、

一、二分程度でお願いしたいと思います。大変短くて申し訳ありません。こんなに大勢の委員がいらっしやって、全員に発言を求めるのはなかなかないと思いますが、一人一人のご意見を短くてもお伺いすることがまずは大事だと思いますので、この進行に沿って進めさせていただければと思っています。

では、国立研究開発法人産業技術総合研究所の北村委員、お願いいたします。

○北村委員 ありがとうございます。

今回は、製品自体に何か問題があるというよりは、ライフジャケットという対策があるものなので、それをいかにちゃんと使ってもらうか、広めるかというのが一番の目的かなと思っています。

そういう意味で、今回ライフジャケット自体の実験だったり、アンケート調査をする計画になっているかと思いますが、そもそも水辺で遊ぶときのリスク、ライフジャケットを使わないことのリスクといった、水辺でどういうリスクがあるかというのが、そもそもあまり知られてない、というのも一つの観点だと思います。やはり東京ではなくても、あまり水辺に触れる機会が多いわけではないので、リスクがあまり知られていないと思います。

川は急に深さが変わるところがあるとか、水の流れは急に速くなる場所があるとか、そういうことを知らないで遊んでいる人もいると思うので、そういうリスクも含めて、どれくらい知られているかというのが分かってくると、それも発信しつつ、対策としてセットでライフジャケットが必要、というのが、ライフジャケットを普及させる第1段階として必要かなと思っています。

もう一点は、水辺で遊ぶ機会が、毎週遊びに行きますと言うほどはないと思うので、みんなが購入して、みんなが持っているという状態はなかなか厳しいかなと思いますので、ぱつとレンタルして使えるとか、そういう仕組みづくりのところも併せて検討できるといいかなと思っています。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

続きまして、東京消防庁、殿谷委員代理、お願いします。

○殿谷委員代理 今回ライフジャケットをテーマにするということで、ライフジャケットの着用が水難事故に及ぼす影響は、ある程度示されているので、今回論点に挙げていただいている機運の醸成や、こういったタイミングで着用を訴えかけるのが適切な時期になるのか。例えば、水難事故が起きたニュースが流れているときに誰かにその情報を発してもらう

といった、一番機運が高まりやすいタイミングでの広報というのも、検討していただければ
なと考えております。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

続きまして、国民生活センターの仲野委員、お願いいたします。

○仲野委員 万一の事故に備えて着けておく器具として、一般国民の方が触れる機会があるのは、例えば自動車のチャイルドシート、それからオートバイのヘルメット、自転車のヘルメットというようなものが思い浮かびます。

こういったものは、歴史の中で法律上の着用義務になったり、努力義務が課されてきたこともあり、着けていないと捕まってしまうといった背景があります。このほか、小学校の頃から交通安全教育などで、着用するものと学ぶ機会があったりします。こういったものと比較すると、今回審議していく商品は、実際にレジャーの場面に即して、ああ、こういった器具も必要なんだなというように見て、にわかに知識を身につけることになりがちなのかな、というところが懸念事項と思っております。こういった器具について、かなり必要なものなのだと意識をどのように植え付けていくのか、というところが難しいのかなと思っております。

これ以外に、特にお子さん用について、ちゃんと救命胴衣として、命を守るためとうたわれているものと、昨今はプールなどで遊ぶために着用する浮具みたいなもの、それから水泳の練習の補助具みたいなものと、様々なレベルのものがインターネットの通信販売などで売られております。一般の国民、都民の方が、これらについてどういった違いがあるか、販売サイト上で見分けるというのも非常に難しいのかなと思っております、これらの違いなども訴えていく必要性もあるのかなと思っております。

以上でございます。

○仲会長 ありがとうございます。

続きまして、全国消費生活相談員協会の野田委員、お願いいたします。

○野田委員 私どもの協会では、週末相談という事業の中で全国の消費者からの相談を受け付けているのですが、その中でライフジャケットに関する相談というのは、入ってこないですね。ですので、ライフジャケットがまだ、一般の消費者の方にとって身近な商品にはなっていないのかなと感じています。

一方で、ライフジャケットというのは一度購入したら終わりという商品ではなくて、例え

ば子供用であればサイズが合わなくなってしまう。それから定期的なメンテナンスが必要というような特性もある商品ですので、消費者の方に継続してこういったものを使ってもらいにはどういった動機づけが必要なのかというところも、これから検討する必要があるのかなと思っているところです。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

続きまして、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の米山委員、お願いいたします。

○米山委員 名前の長い、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の米山です。通称NACSと呼んでおりますので、お見知りおきくださいませ。

NACSという消費者団体は消費者からの相談を受ける仕事、それから消費者への啓発をする仕事、そして事業者の方々と一緒になって連携するという3本の柱を立てて活動している団体でございます。

具体的に本件の事案そのものについての相談は、今、野田さんからもありましたように、NACSの相談窓口にもやはり入っていないですね。予想してないときに遭ってしまう恐ろしい事故から守るものとして、ライフジャケットの有用性をもっとみんなが知るべきだというのは、先ほど来の説明のとおりだと認識しております。

NACSでは、かつて標準化に関して、先ほど紹介のあった子供のお洋服のひもですとか、あとブラインドのひもの安全のための規格が必要だといったことで、提言などもしている団体ですけれども、今回は、新たな規格作りとか製品に対する提言ということではありませんので、消費者に実態をもっと知っていただけるように、消費者教育・啓発という仕事もNACSの活動の一つでございますので、そちらの活動をしていかなければならないなと思っています。

学校で教えて済むものではないような消費者問題に関わるいろいろな教育というのが必要だというのが我々NACSの考え方でございますので、今回この委員会に出す報告書の内容をどう周知するかというところについては、一緒に考えていきたいと思っているところでございます。

ちなみにNACSという団体には、様々な職種の企業や事業者団体などの方々も賛助会員として多数入っておられますので、今後、中身が具体化したときに、そういった企業・団体の方たちとも連絡・連携して一層普及していく活動ができればいいなと思っております。

よろしくお願いします。

○仲会長 ありがとうございます。

続きまして、日本水難救済会の江口委員、お願いいたします。

○江口特別委員 江口でございます。

まず、消費者への啓発というポイントでは、やはりあまねく、そういった認識を国民に伝え、定着させていきたいと考えれば、学校教育への導入がまず必要なのかなと考えます。

次に、商品力の向上という観点で申しますと、まず水辺の活動という意味では、ここに一緒に書いてありますけれども、やっぱり水に入る活動と入らない活動、ここには一つの区切りがあるのかなと。そういった意味で、水に入る遊泳の場合の救命胴衣、ライフジャケットの性能・機能、ボートなどの水に入らない活動の機能、そういった基準・機能というものをちょっと整理する必要があるのかなというふうに考えます。

ただし、やはり安全を優先するという意味では、桜マークの基準とかCSマークの基準とかというのを無視はできないんですが、そこをどう着用につながるような、活動に適したようなレベルにするのかというのが一つのテーマなんじゃないかなというふうに思います。

最後に、やはり国民がそれを着用して水辺で活動できるような、入手の手頃さ、これも追求する必要があるのかなというふうに考えています。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

続きまして、日本釣用品工業会の柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼特別委員 今ご紹介いただきました、日本釣用品工業会の柿沼と申します。

まずは、このような席にお声かけをいただきましたことへ御礼を申し上げます。

私どもは釣り用品のメーカーの全国団体になります。ライフジャケットは釣りには欠かせないものになっておりまして、いわゆる法定の着用義務が課されている場面、また法定の着用が課されていない場面におきましても、様々な環境で釣りは楽しんでいただく形になっております。したがって私どもは、あらゆる場面でライフジャケットの着用をしていただけるような普及啓発に、業界並びに関係企業の皆さんとともに全力で取り組ませていただいている次第でございます。

私どもは一つの安全安心の物差しといたしまして、ライフジャケットは公的機関の性能鑑定を受けたものというところに信頼のよりどころを置かせていただいて、普及啓発をさせていただいております。

水難事故は、本当にお一人の命でも失われてはならないものと思っております。したがって、今回の都の協議会のテーブルで、都の水難事故のみならず、全国の水難事故の防止につながるようなきっかけになればという思いで出席させていただいております。お役に立てるようにしっかり参加してまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○仲会長 ありがとうございます。

続きまして、水難学会の木村委員、お願いいたします。

○木村特別委員 木村です。よろしくお願いいたします。

私といたしましては、まず消費者の啓発についてなんですが、救命胴衣を着用すればいいんだというわけではなくて、着用した上でどのような遊び方をすればよいのかというところ、これについてきちんと議論を進める必要があると思っています。

例えば水の高さ、水位であるとか、流れ。例えば、腰よりも深いところで救命胴衣を着用して遊んだとすれば、少し深いところに足を踏み入れた瞬間に体が浮き上がります。その瞬間に、例えば河川でしたら流れに乗って流されていくということが考えられます。

それを見ていた保護者は、子供が流れたということで慌てて追いかけます。そこで救命胴衣を着用していない保護者の方がいらっしゃったり、また関係者がいたとすれば、その方が川に飛び込んでしまって二次災害、二次被害を受ける可能性がありますので、着用した上でどのようなところでどのように遊ぶのか、ここをきちんと決めていくことができればなというふうに思います。

また、子供たちが着用した上で、例えばうつ伏せになったときに、どのようにすれば仰向けになるのか。呼吸を確保する必要がありますから、そのためにどのような動きをすればよいのかというところ、これについての教育の必要性、また今後の広報の必要性というものを感じています。

次に、救命胴衣を着て泳いで、泳ぐときに救命胴衣を着ましようというのが果たして適切なかどうかというところ、これについては先ほど申し上げたことと同じ理由です。泳ぐことによって流されていく可能性がある。浮き輪などを使って流れていったという事故が今年もございましたが、救命胴衣で体が浮くということは、同じことが起こる可能性があるだろうというふうに考えています。

次に、商品力の向上ということで、現在ある救命胴衣、桜マークであるとかを着用した場合なんですけども、確かに桜マークがついていたら安心感はあるんですが、もしかしたらこれは目的外使用になるんじゃないかということを感じています。目的外であるものを、都と

して着用を、そのまま現在の商品を認めてよいのか、推奨してよいのかというところ、これについては少し議論が必要なんじゃないかと思います。

あわせて、じゃあ、どのようなものが適しているのかということ、これらが商品力の向上とか商品開発につながっていくんじゃないかなというふうに考えています。水遊び、水辺のレジャーに際して着るもの、使うものはどういうものがいいのかということ、これを議論してもよいのではないかというふうに考えています。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

続きまして、日本小型船舶検査機構の迫委員、お願いいたします。

○迫特別委員 小型船舶検査機構、迫と申します。

組織の名称のとおり、小型船舶そのもの、水上オートバイから、観光地にある遊覧船等の検査を行うことが主要な業務であり、それらの船舶に搭載される、ライフジャケットであったり、消火器であったり、そのような法定備品の検査・検定も行っております。

当組織が設立されて 50 年ほどが経ちますが、附帯する業務としまして、これまで胴衣は多数、検査・検定してきている実績を踏まえ、その知見を用いて、先ほどお話しいただいた日本釣用品工業会様からのご依頼があり、市場でどの救命胴衣を購入して良いか分からないといった実態を踏まえ、第三者として業界様からご提示いただいた基準に基づきまして、第三者として本基準に適合しているか、鑑定業務を平成 28 年度から開始して、世の中に貢献させていただいているところです。平成 28 年度以降にレジャー用胴衣の鑑定業務を始めまして、既に 20 万着が市場に供給されているという状況であり、徐々に浸透してきているものと思います。

これら鑑定を行った胴衣を、実際、今回の件で使っていただくかどうかというのはまだ結論が出ていないところではありますが、ぜひとも活用いただければ、釣りだけではなく、川遊びも想定した基準のものもラインナップにございますので、もしこれは活用可能だということであれば、ぜひとも活用いただければと考えております。

その他、1 点よく分からないことがございます。今回、実証実験を行うにあたり幾つか胴衣を購入される予定であるかと考えますが、この実験成果をどのようにまとめていくのかが資料上では読めない状況です。といいますのも、国の桜マークの基準に適合するものであったり、当機構の C S マークの基準に適合するものであったりするものは、既に評価が終わっており、基準適合性が確認されて市場に出ていっていますので、例えば基準適合が不明の

無印の物件のみを評価されるのか、それともこれらを対比されるのか、年度末の取りまとめに向かってどのように進められていくのかなというところがよく分からなかったものですから、もし可能であれば本日ご説明をいただければと思います。

以上でございます。

○仲会長 ありがとうございます。

ご指摘の点については、次の議題でご説明いただくとします。

では、続きまして、河川財団の菅原委員、お願いいたします。

○菅原特別委員 河川財団の菅原です。

河川財団では、国土交通省の河川環境課さんと、あと NPO 法人川に学ぶ体験活動協議会の皆さん方と一緒に、川での水難事故防止の取組及び研究を行ってまいりました。

50 年ほど前に比べると、最近ではその 3 分の 1 ぐらいの水難者数という状況になってきてはいるのですが、ただ、2003 年以降、20 年ほど、ほぼ横ばいであるという現状があります。多くはライフジャケットを着けていないというところがあると思います。

川においては、ライフジャケットは必ずしも 100%、命を守るものではないのですが、ただ、ライフジャケットを着用することによって相当数の溺水事故は防げるというふうに思っています。もちろん川には動水圧というところがあるので、それを上回る力を加えられると浮力が足りなくなることになりますけれども、ただ、着けている・着けていないで溺水事故に至る可能性が圧倒的に違うというところで、それは皆さんも、消費者の方も、ライフジャケットが必要だということまではかなり今は、20 年前と比べて、認識は高くなってきていると思います。

ただ一方で、データにもありますように、大人の着用率が相当低いというところで、皆さん、ライフジャケットは必要だとは思っていても、なかなか着用までのハードルが高いというところがあると思います。それは、どれを選んだらよいか、あと吉川さんが過去に吉川慎之介記念基金として調査されたように、「かさばる」ですとか「暑い」とか、「股下ベルトが気になる」、「泳ぎにくい」、いろんな要因が挙げられています。そういったところの要因をうまくクリアして、消費者、特に大人に手に取ってもらえるようなライフジャケットをどう届けるかということも重要な議題だなというふうに思っています。

1 点、課題意識として持っているのが、ライフジャケットと、いわゆる船舶用の救命胴衣が一緒くたに語られたりだとか、あと海と川、シチュエーションとか全然環境が違う中で一緒くたにされてしまうところがあるんですけども、そういったところを分かりやすく整理

して、消費者にどういうものを選んだらいいかということを示すというのも重要なというふうに思っています。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

続きまして、日本釣用品工業会の友繁委員、お願いいたします。

○友繁特別委員 友繁です。

日本釣用品工業会の活動につきましては、先ほど柿沼のほうからお話しさせてもらいましたが、私は本業が救命胴衣メーカーということもありまして、日本釣用品工業会の中のライフジャケット安全・啓発ワーキンググループのリーダーをさせてもらっています。

工業会として推奨しているのが桜マーク、あとCSマークという2点になるんですけれども、こちらをなぜ推奨しているかというところをいいますと、公的な第三者機関が認証しているというのも一つなんですけれども、量産品の品質を担保しているところが非常に大きい部分かなと思っています。

原型承認を終えただけではなくて、量産に関しても全て検定・検査を行っていただけるというところで、市場に出ていった商品の安全性を第三者に担保していただける、担保というか確認していただいているというところにおいて、安全性の確保が取れるというふうな点で推奨しております。

残念ながら、何のマークもない商品が世の中にたくさんあるという状況だと、製品の呼称ですね、救命胴衣、ライフジャケット、ライフベスト、フローティングベスト、いろんな呼び方があって、特に規制がない中で、やっぱり消費者の方々は何れを選んだらいいのか、どれも浮くんだろうなみたいなイメージはあると思うんですけれども、はっきりこれが安全だというのがなかなか分かりにくいのが現状だと思います。

そういった中で、都民をはじめ、という形になるんだとは思いますが、誤解のないようにというか、これが安全なんだよというのがはっきり示せるようなことになれば幸いかなと思います。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

続きまして、日本ライフセービング協会の松本委員、お願いいたします。

○松本特別委員 はい、お願いします。

ライフジャケットを入手する動機を改めて自分に問うたんですけど、もちろん命を守る、

安全だというキーワードはあるんですけど、やっぱり子供たちにより楽しく体験してほしい、水遊びの枠組みをもっともっと越えていける一つのアイテムになるという、そういう見解の出し方が今はやっぱり不足していて、安全だから着けようということだけが先行してしまっているのではないかなということを少し、教育の立場にしながら、伝え方の工夫が必要だと思っています。

先般、日本財団でもアンケート調査を実施させていただいたときに、ライフジャケットのイメージで最も多かったのが、「命を守ってくれるもの」とであるという認識が、国民の意識としては多かったです。1万人のデータです。

スポーツ庁の委託事業でもやりましたが、授業前と授業後では、子供たちのライフジャケットの活用、これをつけたら水辺で安全に遊べるという認知につきましては、90%以上の生徒が認知してくれていました。つまり、着用体験がライフジャケットの必要性ということにつながるわけなんですね。なので、江口さんがおっしゃられたように、実技を伴う教育というのはやっぱり重要だなというように思います。

一方で、菅原さんが言っておられたように、ライフジャケットの購入経験というものが10%程度しかなかったという現状でした。また、着用経験がある・なしを問うたところ、あるが45.9%、ないが54.1%、さらに着用経験がある方に特化して、「海や川などでの遊泳時において着用しましたか？」という質問に対しては、15%以下でした。ライフジャケットは、必要性の理解と着用率に乖離があることもわかっています。

その理由は、やはり「使う頻度が少ないから」というのが一番多かったです。二つ目が、「必要なときはレンタルできるでしょう？」という感覚。そして三つ目が、「危険な場所には行かないから」という理由です。水辺には行くけど危険な場所には行かないから、という事なのだと思います。そして四つ目は、「着用する必要性をそもそも感じていない」という結果になります。

ライフジャケットは、船やボート、あるいはアクティビティ、バナナボートや釣りのときにつけるものというような認識が非常に強いのかなという印象を持っています。よって、そういった遊泳時の事故を防ぐためには、ライフジャケットのイメージ、そもそもの考え方を打破していく必要があるかなと。もう全く違う名称、全く違う形状、そういったようなことも、我々の固定概念を超えて発想、発信していかなければ、大きな変化は望めないのではないかなというようにも思っています。

以上です。よろしくお願いします。

○仲会長 ありがとうございました。

続きまして、川に学ぶ体験活動協議会の宮尾委員、お願いいたします。

○宮尾特別委員 私たち、川に学ぶ体験活動協議会は平成 12 年に設立されたのですが、もともとは、国土交通省が河川法を平成 9 年に改正したことが設立のきっかけです。それまでは河川法は治水と利水が法律の目的だったのですが、それに環境が加わったわけです。

河川環境の整備と保全というのを打ち出されて、国土交通省、当時は建設省ですが、どういうふうに進めていくのかということで、河川審議会小委員会が、平成 10 年に「川に学ぶ社会をめざして」という、高邁なレポートを発表されました。建設省の政策としてそれを実現していく、具現化していく組織として、川に学ぶ体験活動協議会ができたわけです。

さて、活動し始めた一番の目的は、川の指導者を育てるということです。河川環境を整備し川に人を呼ぶことになれば、それはリスクを伴う。そのときに建設省として何もしないわけにはいかないから安全に川を利用してもらえるように指導者を養成しようということで、指導者を養成する団体として活動が始まりました。そのときの一丁目一番地でライフジャケットを着けるというのが、安全に子供を川にいざなうときの大原則ですが、さてライフジャケット、どれを着けるよう薦めたらいいのかというところから始まったんですね。

決して悪口を言うつもりではありませんけれども、当時、ライフジャケットといえば、桜マークのついたオレンジのライフジャケットが皆さんの認識の中にあって、つまり船で着けるライフジャケットです。四角い、オレンジ色のものがライフジャケットだというような時代でしたので、私たちは自信を持って、あれは流れのある川では使えないと思ったわけです。

というのは、流れがある川で、海の塩水のところで浮いていればいいという船のライフジャケットを私たちが推奨するわけにはいかないよねということで、川の活動に適した、活動家、指導者の皆さん、各地の川で活動する方々に自信を持って薦められるライフジャケットの基準をつくろうということで、今日ご紹介のあった川育ライフジャケット認定規則というのをつくったわけです。これはメーカーのための基準というよりは、川活動をする人たちへ、これだったら使ってもいいですよと推奨できるマークとしてつくったんですね。

マークをつけたものがお店でも売られるようにはなっていますが、残念ながらまだまだ認知度がとても低いと思っています。問合せがあれば、当然、川育ライフジャケットのマークがついているものが川での活動には適していますよという説明をしていますけれども、ぜひ公の機関がより積極的に、ライフジャケット全体の普及とあわせて、川での活動

に適したライフジャケットはこういうものですよという言い方をしていただけると、NPOで感じている限界を超えることができるのではないかなというふうに思っています。

まずはそんなところです。

○仲会長 ありがとうございました。

続きまして、小型船舶関連事業協議会の宮村委員、お願いいたします。

○宮村特別委員 小型船舶関連事業協議会の宮村です。

この小型船舶関連事業協議会、私は第1・2部会長なんですけど、これは国土交通省の型式承認基準を取っている救命胴衣メーカー、救命具メーカーが集まっている任意団体です。今、1部会が固型の救命具、2部会が膨脹式の救命具で、これらが集まって1・2部会もしくは救命具部会と言っていますけれども、そこの部会をまとめさせていただいています。隣にいる友繁さんも、部会の会員でございます。

今回この会議に参加させていただきまして、実際に救命胴衣を、ライフジャケットを製造しているメーカーが集まって、意見を交換して、我々の目的は使用者が安全にいて、救命胴衣を着用して命を救うこと、難から逃れることを一番として、日々、研究開発しておりますので、この場で出た意見、まとめた意見を部会のほうへフィードバックして、よりよいものを市場に出していく、より安全なものを。

もちろん売れるのが我々メーカーとしては目的なんですけれども、それだけではなくて、使われる方が安心して使える。先ほど友繁さんからありましたけど、ライフジャケットという名称、救命胴衣という名称、何を使ったらいいの、そういったことまで含めて、結論とまでいかないにしても、きちんとした形で使用される方に理解していただいて、安全に使用できるもの、川用でもいいですし、海でもいいです。

我々の部会に参加しているメーカーさんは、型式承認品だけではなくてCSマーク取得品も作っていますし、CSマークがついていない製品、ライフジャケット、救命具等も製造販売しています。ですので、この会議に参加した内容を部会にフィードバックして、よりよいものを製造して、都民だけではなくて国民、できれば世界の使用する人々が安全に使えるものを供給していきたいなというふうに思いまして参加させていただきました。

いろいろ勉強させていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○仲会長 ありがとうございました。

続きまして、関係者であるNPO法人Safe Kids Japanの吉川様、お願いいたします。

○吉川氏 吉川です。よろしくお願いします。

先ほど自己紹介で申し上げましたが、私は遺族という立場で活動をしてまいりました。事故が起きた場所は愛媛県西条市というところでした。

事故当時、12 年前になりますけれども、その頃から比べますとライフジャケットに関する認識ですとか意識みたいなものは、今回提出いただいた資料などではまだまだ低いなというところではありますが、それでも随分広がってきたなという印象はございます。例えば、報道の仕方が変わってきたり、タイミングを見て、啓発に重点を置いた番組が組まれたりですとか、社会の状況が変わってきたということを感じております。

それでも事故は減らない。そこをどうしていくかというところで、今回、委員の先生方がおっしゃったことを全て、この協議会で全部解決するというのは無理かもしれませんが、新しい提案というものがここから生まれていくとすごくいいなというふうに思っています。

私の活動の中でいろいろ進めてきたことといたしまして、子供のライフジャケットの着用啓発に重点を置いてまいりましたが、やはり誰もが簡単に手に取れる状況をつくってみたいということで、愛媛県西条市にライフジャケットを寄贈いたしまして、レンタルステーションを設置していただきました。レンタルされるのは、市民の方もそうですし、学校や団体の方もすごく多くて、西条市では割と広まったんですけれども、残念ながら今年、事故が起きてしまって、今、西条市でも、再度、どういった取組を進めていったらいいのかというところで検討が進められているところでございます。

どうしたら水難事故の予防を仕組みに落とし込んでいけるんだろうというところで、ライフジャケットのレンタルの状況について、自治体レベルで実施しているところもあるでしょうし、観光地で海や川が近いホテルとかですとレンタルしていたりするところもあると思いますし、アクティビティを提案している業者さんなんかは、必ずライフジャケットをレンタルしていると思うんですね。そういった実態調査みたいなものも、もししていただければお願いしたいと思いました。

保護者の方から相談を受けることといたしましては、どのライフジャケットを子供に買った方がいいですかというお問合せはかなりあります。いろんなライフジャケットがあって、今はデザインが本当にかわいらしいものもたくさん出ていたりしますけれども、やはり保護者さんたちも、これは大丈夫かなと、不安に感じられていますので、選択しやすい情報提供の仕方、あとPRのタイミングについて先生方からもご意見がありましたけれども、そういったことも含めて、この協議会で提言できるといいんじゃないかと期待しております。

私からは以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

安全に関わることは、これをやれば大丈夫ということではなく、あれもこれもどれも、あらゆる策を尽くす必要があるので、さまざまな論点からのご意見が出ていると思います。少し乱暴ですが、整理をさせていただくと、大きくは三点に集約できます。

一つ目は、基礎的な知識をどう伝えていくか。

川のことがまずあまり知られていない、ライフジャケットがそもそも必要かどうかも議論が尽くされていない。それから、ライフジャケットと遊ぶための浮具、水泳練習の補助具、船舶用の救命胴衣、いろんなものがあって、どれを選んだらいいか、わからないということもあります。そのような基礎的な知識について、きちんと知ってもらえるような、さらにその展開として、既にあるライフジャケットのイメージを打破するような方策にまで踏み込むというご意見をいただきました。

二つ目は、商品そのものの商品力の向上、併せて、信頼性をどう担保するか。

入手しやすいというのも大事だけれども、市場に多く出回っている中でどれがよいのか分からないという人に対して、どのように情報提供していくか。使う方に安心して選んで使ってもらえるような仕組みをつくる必要があるだろう。桜マーク、CSマークなど、いろいろな認定がありますが、その点もあまり議論がされていないし、知られていないのではないかという意見がありました。それが二つ目です。

そして三つ目は、伝える仕組みやタイミングの話がありました。

どのような機運を捉えていくか。しかも一回買っておしまいではないという指摘がありました。特に、子供は大きくなっていくので継続して購入するような、あるいはレンタルという仕組みも有効ではないかというご意見をいただきました。どうやって広げていくかということを考えることが必要であろう。

やや乱暴に三つにまとめましたが、それ以外にも、教育の話など様々な論点がありました。ですので、この資料8があるのだと理解しましたが。

安全な環境を担保する上では、もちろん商品だけでなく、教育、仕組み、法律など、さまざまな点に関わりますが、最初から全部を網羅できないので、一旦、資料8の主な論点に絞って事務局に整理していただいて、引き続き検討していただくという流れにするといいかなと考えています。

非常に短い時間でご意見をいただきました。まだ言い足りない方はたくさんいらっしゃる

と思いますけれども、時間の都合上、進めさせてください。言い足りない部分は振り返って、後ほどご意見を伺えればと思います。

では、議事（２）に入りたいと思いますが、資料６と７について、事務局からご説明をお願いします。

○今井課長代理 それでは、アンケート調査（案）と検証実験（案）について、説明いたします。

まず、アンケート調査（案）を説明いたします。資料６、１ページをご覧ください。

本調査は、インターネットアンケートで行います。

調査地域と調査対象者は、東京都に居住等をし、およそ過去５年間に海・川・湖・池などの自然環境で水辺のレジャー活動の経験のある成人、１８歳以上で２,０００人以上としております。

主な調査項目ですが、ライフジャケットの所有状況、着用実態、水辺でのレジャー活動時の危害等、正しい使用方法の認知や、意見・要望等になります。

なお、幾つかの設問にはイラストが入っておりますが、現在は作成段階ですので、修正を行ったり、色をつけた画像に差し替える予定です。

それでは、設問について、かいつまんでご説明いたします。２ページをご覧ください。

こちらはプレ調査で、計５問あります。主に、本調査の対象者を絞ったり、回答者の属性等を把握する設問です。質問１・２・３で性別・年齢・居住地を把握します。

質問４では水辺のレジャー活動経験の有無を質問し、本調査の対象を選定します。対象となるレジャーは、ライフジャケットの着用が任意であり、また通常着用しないようなレジャーというのは対象外とします。

具体的にイメージしやすいように、３ページから４ページにかけて載せているイラストを入れた設問とする予定です。

４ページ、下をご覧ください。

質問５では、本調査では、お子さんに対しても一部質問があるので、お子さんの有無について聞いています。お子さんを小学生以下としたのは、子供用のライフジャケットがおおむね、大体、小学生以下くらいのサイズであること等がございます。

１ページ飛んで、６ページをご覧ください。

このページより、本調査になります。先ほどの質問４・５や、この先の設問での回答に基づき、経験したレジャーやお子さん等について、該当する回答枠のみ、実際は表示します。

質問 1～8 は水辺の活動経験や、ライフジャケットの使用状況についての設問になります。

質問 1 は、水辺でのレジャー活動を行った場所になります。

7 ページをご覧ください。

質問 2 は、活動の形式や主体となった人、団体に関することを質問しています。

8 ページをご覧ください。

質問 3～8 は、活動のある経験ごとに繰り返し出題する予定です。

質問 3 は、活動中のライフジャケットの着用義務の有無についての設問で、回答者及び同居の家族の状況も聞いています。

9 ページをご覧ください。

質問 4～6 については、活動でライフジャケットを着用した方への質問です。

質問 4 は、レジャー時に着用していたライフジャケットの種類を聞いており、それぞれのイラストというの併せて示します。

10 ページに移り、質問 5 は、水に落ちたが浮いたなど、着用が役立った経験の有無についての設問です。

その下の質問 6 では、着用時の不具合などの有無について、聞いています。

11 ページをご覧ください。

質問 7 と 8 は、着用しなかった方への質問です。

質問 7 は、着用しなかった理由です。

12 ページ、質問 8 は、着用しなかったときに危険な経験をしたかどうかについて聞いています。

13 ページをご覧ください。

質問 9～18 は、ライフジャケットの所持や使用状況、あとは入手等について聞く質問です。

9 番は、現在ライフジャケットの所有状況について、聞いています。

14 ページをご覧ください。

質問 10～13 は、ライフジャケットを持っている方のみに聞く質問です。

10 番は、保有しているライフジャケットに安全性に関する規格等の適合を示すマークがあるか、15 ページには、実際のマーク等の画像を示し、聞く予定です。

質問 11、ライフジャケットの使用頻度を聞いています。

16 ページの質問 12 では、レジャー時の着用状況を聞いています。

17 ページの質問 13 では、ライフジャケットを所持した動機について聞いています。

8 ページをご覧ください。

質問 14 では、所持していない方にその理由を聞いています。

19 ページの質問 15～19 は、持っていない人・持っている人、両方への質問になります。

質問 15 は、持っている、あるいは持ちたいライフジャケットの種類について聞いています。どういったものがあるかがイメージできないと選びづらいので、20 ページのメリット・デメリットに関するイラストや表も併せて示す予定です。

21 ページをご覧ください。

21 ページの質問 16 では、購入時あるいは購入しようとしたときに重視する項目について、最大三つまでを選択できるように聞いております。

続きまして、22 ページをご覧ください。

質問 17 では、購入金額もしくは購入希望金額を聞いております。

下に移りまして、質問 18 では、購入場所もしくは購入していない方には希望の購入場所に関して聞いております。

23 ページをご覧ください。

質問 19 と 20 は、持っている方に使用状況を聞いております。

質問 19 では、本体の使用上の注意を読んだか、また、24 ページの質問 20 では、使用前点検を、具体的な項目を挙げて、しているかどうか聞いています。

25 ページの質問 21～24 は、全員に対して質問しています。

質問 21 では、ライフジャケット等に関する知識をどのくらい知っているか、認知度について聞いています。

質問 22 では、商品に対して消費者の方が求める点、26 ページ、質問 23 では、着用の浸透に必要と思われるような取組、質問 24 では、ライフジャケットや着用に関する自由意見を聞いています。

アンケート調査（案）の説明は以上になります。

続きまして、検証実験（案）、資料 7 を説明いたします。

資料 7、1 ページをご覧ください。

ライフジャケットの安全性の検証として、大人用の固型式のライフジャケットを用い、性能や、不適切な着用時の状況等について、既存の性能試験等を参考にして、四つの試験を行います。

具体的には、浮力試験、浮遊試験、非着用や不適切な着用時の浮遊試験、強度試験になります。各試験の検体数は表の記載のとおりで、10 検体の中には規格・基準に適合している商品、あるいはそうでない商品、いずれも含まれます。

商品の性能差について、この実験で比較できればと考えており、消費者に啓発を行う上で、こういった商品を選んだらいいか考える一助になればと考えております。

次のページ、2 ページをご覧ください。

1 の浮力試験では、ライフジャケットの初期の浮力及び水につけた後の浮力を測定し、それぞれの性能を比べます。

(2) の試験内容ですが、まずライフジャケットに重りをつけて水に入れ、完全に水没するまで、重りを増量し、初期浮力を測定します。次に、ライフジャケットに重りを 24 時間つり下げて、浮き続けられるかどうか確認した後、アと同様の作業を行い、浸漬後 24 時間経過後の浮力を求めます。

3 ページをご覧ください。

枠囲み内の参考は、試験を行う上で参考にした既存の性能試験等について抜粋したものですので、それぞれの説明は省略します。

2 の浮遊試験では、ライフジャケットを着用した際の浮き具合について、被験者がライフジャケットを着用して水中で浮いた際の胴体の角度と水面からの口元の高さを測定し、浮遊状況を比較します。

4 ページの図 2 に、試験のイメージを示しております。

続きまして、3 の非着用状態、不適切な着用状態等における浮遊試験について、主に消費者への注意喚起を念頭に置いた試験です。ライフジャケットの非着用、適切な着用、適切ではない着用の状態で浮遊し、適切な着用時と、それ以外の状態について、浮遊状態を比較します。

5 ページをご覧ください。

被験者がライフジャケットを着用し、表 2 のア～エの条件で、立位に近い姿勢を取った状態の浮遊状態を確認します。

条件は、アの非着用、イの適切な着用、ウが不適切な着用としてベルトを緩めた状態で着用、エは大きいサイズ、または浮力体を重量物で潰して、へこませたものを着用した試験を考えています。エの大きいサイズは、被験者に合わせたサイズ展開が難しかったり、ベルトを締めると正しく着用できてしまう可能性もあるため、資料に記載している二つのどちら

かで行えればと考えています。

実際に試験を行う水槽は側面が透明になっていますので、図3や4に示したとおり、横から見たような様子の比較を考えていますが、実際の実験状況等によっては、被験者の取る姿勢等の変更などをして、行いたいと考えています。

6ページをご覧ください。

4番の強度試験では、ライフジャケットに力を加えることで、その強度を比較するものです。

場所については、肩のつり下げ部、脇の胴部と首元の引上げ用グラブハンドル、股ベルトの4か所で、荷重880Nを5分間加え、破れなどの損傷がないかを確認します。実際につるすイメージとして、参考の図をご覧ください。

以上で検証実験（案）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○仲会長 ご説明ありがとうございました。

では、資料6に基づいたアンケート調査（案）、そして資料7に基づいた検証実験（案）について、ご説明をいただきました。今日の議論の後、事務局のほうで進めることになりましたので、ご意見等ございましたら、この場で頂戴したいと思います。

まずは、資料6のアンケート調査（案）について、ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼特別委員 ありがとうございます。

このアンケートでぜひお願いできたらと思っている点なんですけれども、冒頭ご説明いただいた概要の資料にも、様々な事故事例のご報告があったかと思うんですが、本当に残念なことに、事故後にどうだったのかというデータばかりなんです。ライフジャケットを着用していたことによって救われている命というのがたくさんあるはずで、そういったものが、こういった事故後に把握されるデータからは見えないんですね。

なので、ぜひこのテーブルで普及啓発をするときに、もちろん危険性の普及というのもあると思いますが、安全性の普及啓発、ポジティブな普及啓発という観点で、ライフジャケットを着けていたことでこのように命が救われたんですということが分かる、吸い上げられるアンケートの項目をぜひ入れていただきたいと思います。そういうことが分かれば分かるほど、そうか、ライフジャケットはやっぱり着用した方が良いんだなと伝わる面があるかと思うので、ぜひこの点をお酌み取りいただけたらなというふうに思っています。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

宮尾委員、お願いします。

○宮尾特別委員 アンケートについての意見ですけれども、今回は個人の方を対象にしたアンケートだというふうに理解しました。

私たちが経験している中では、学校教育の中で、例えば水辺の生き物調査とか総合学習でいろいろな水辺に近づく体験型の学習をやられると思うんですけれども、学校でそもそもライフジャケットをつけさせていますか、というようなことがとても重要な情報だと思います。学校で着ける習慣をつけることが、やがてその子たちが大きくなったときにライフジャケットを着けることに抵抗感なく、いろいろなアウトドア活動につながるといいますので、学校への啓発という意味も兼ねて、アンケートに学校を入れていただけたらいいかなというふうに思います。

○仲会長 ありがとうございます。

菅原委員、お願いします。

○菅原特別委員 資料6についてです。

まず、一般の方に聞くということなので、ライフジャケットの基準としてCSマークだとかRACマーク、桜マークがあると思うんですけれども、どういう目的の活動の際にどれを選ぶかという点があるといいなと思います。というのも、川で活動しようと思っている方がCSマーク、RACマークを選べばどちらも流水用として問題はないと思うんですけれども、冒頭で少し申し上げたように、船舶用としての桜マークのライフジャケットの中には、必ずしも流水には適していないものがあります。

例えば、ちょっと今日、持ってきているのですが、こういったタイプのものは、もちろん船舶用の桜マークなんですけれども、フィット感が足りないので、流水の中では脱げてしまいます。ですが結構メーカー、いろんなところでは、桜マークは国土交通省認証品、型式承認だから安全というふうに付属タグなどに書いてしまっています。繰り返しになりますが、それが川などの流水下で安全かという、そうではないものもあります。なので、アンケートに答える方がどういう活動目的でこういったライフジャケットを選ぶかという観点も入れていただければいいかなというふうに思っております。

桜マークの中には、もちろん流水に適したものもあるんですけれども、適さないものもある。その一つの要因が、1分以内に正しく容易に着用できることというのが認証制度の中にあ

と考えています。それは船舶の法定備品としての考え方であることは承知しています。しかし一方で、流水下での活動である川下り船も小型船舶の対象となる法定備品を常備していることが求められています。なので、1分以内に正しく、かつ容易に着用できるという思想は良いのですが、流水での活動を想定した場合にそこがハードルとなる場合があるのではないかと思います。流水下で使うものについては、例えばベルトやバックル等を用いるなどし流水でも脱げにくい構造であれば、CSマークでもRACマークでも桜マークでも問題ないのかなと思うんですけども、その辺り、消費者の方は国の基準を満たした桜マークとittedだけで川でも安心というふうに思われているところがあると思いますので、その実態調査というのもできたらいいのではないかなと思いました。

○仲会長 ありがとうございます。

今お三方からご意見を伺いましたが、事務局からコメントはありますか。

では、先に江口委員、お願いいたします。

○江口特別委員 これは質問というか確認なんですけど、この委員会で普及したいライフジャケットというのは、いわゆる桜マーク、CSマーク、RAC認証といった、一定の認証されたものを対象とするのか、そうじゃないものも全部なのか、どっちかに、何というか、それも含めて委員会の検討の対象とするのか、ちょっと確認したいんですけど。

○仲会長 事務局からお願いします。

○今井課長代理 生活安全課、今井です。

普及啓発という意味では、最終的には、都として個々のライフジャケットについて推奨するわけではありませんが、選択していただく目安の一つとして、基準を取ったライフジャケットをお選びいただくといいとか、体にフィットしたものをとお選びいただくといいということについては、恐らく言うていくことになると思います。

なので、全く基準を取ってない、世の中に出回っている安い商品がいいと勧めるわけではないのですが、必ずしも基準を取ったものだけ着ましようというところまでは、都では言い切れないのではと考えています。

○江口特別委員 ということは、この委員会で推奨するライフジャケットというのは、認証のあるものに限らないということですか。

○折原課長 すみません。推奨、やはり公式に鑑定を受けているものとか、今まで名前が挙がっているような、そういうマークがついているものというのは、当然それは一定の安全性が担保されている、使う場面によりけりとはいえ、担保されているものなので、そこはやは

り引き続き推奨するという、結果的にそういう方向性で最後は報告書をまとめさせていただくことになると思うんですけれども、それ以外のものについても、ちょっと推奨という言葉が適切かどうか、何とかなんですけれども、これからまたアンケートを取って、実験もやって、検証した結果を踏まえてということはあると思いますけれども、一概に排除はできないかなと、そういうスタンスですね。ちょっと現時点では推奨とまではいかないが、排除はできないだろうというふうに考えております。

○宮尾特別委員 ちょっと関連しているので、いいですか。

○仲会長 宮尾委員、お願いします。

○宮尾特別委員 私どもは川育ライフジャケットという認証マークをつけていますけれども、お店へ行くと、大手ライフジャケットメーカーさんやいろんなブランドのものを、輸出品も含めて、出されているので、私から見ても問題ないライフジャケットがたくさんあると思います。ですが、今回、資料7で検証実験をされるときに、いわゆる認証以外の物が一体どういうレベルにあるのかということについては私たちも知りたいんですよ。

それから、大手メーカーさんじゃなくて、ワンコインで買えるようなものがいっぱい出ていて、それがちまたに出ることを安全面から見て本当に許していいのかどうかということについては、とても疑問に思っています。この検証実験は、もう認証されている、さっきおっしゃられたのですが、そのような合格品は対象から外して、認証を受けていない製品、あるいはワンコインで安く売っている製品がどういうものであるかということ、私たちも明らかにしてほしいというふうに思っています。

○仲会長 ありがとうございます。

○木村特別委員 少しだけいいですか。

○仲会長 はい、木村委員、お願いします。

○木村特別委員 ちょっと関連していくとは思いますが、結果的になんですけど、ここの協議会では救命胴衣・ライフジャケットを水辺のレジャーとして推奨するか、では、どのようなものを推奨するかというのを明らかにしていくということが目的になっていくと思うんです。

ですから、メーカーとか型式認証であるとかマークというんじゃなくて、むしろこういう機能がついたもの、またこういう耐久性があるものが必要ですよ、また推奨しますよという、そういうふうにしないと、東京都が、公共団体が推奨するものですから、なかなか特定なものではないと思うんですよ。そこのところは致し方ないところかなというふうに思っ

ています。

○仲会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○松本特別委員 今の議論からちょっと外れてしまうので、もし、その関連でしたら……。

○北村委員 いや、私も外れるので、どうぞ。

○松本特別委員 すみません。アンケート等のところで、最初のプレ調査のところで、行為ですよね。水辺でのレジャー活動経験の有無を2ページ、3ページ、4ページでイラスト等で示していらっしゃると思うんです。警察庁とかのデータでいつも多いのは、「魚取り・釣り」というのがもう明確な表現をされていて、「魚取り・釣り」が毎年多いんですよね。なので、「魚取りと釣り」に関しては、行為として明確に表現した方がいいかなと思っています。

現状資料には、「釣り」というのがあるんですが、「魚取り」というのがないんですよ。「魚取り」を連想する絵が11に記されているような印象を持って、逆に、「水遊び・遊泳中」の表現として、このイラストが合うのかどうかというようなところ。あるいはイラスト10の「水遊び・遊泳」というものが、このイラストで合うのかどうか。そもそも警察庁が具体的に「水遊び・遊泳中」の事故をどういった行為としてカウントしているのかということをもう少し明確に捉えて、イラストにおこした方がいいかなと。10のイラストは、何を持って、何をやっているのかというのが、ちょっと分からない部分もあったりするので。

こうしたアンケートは、イラストというのが結構印象に残って、実施者は「これはやった」「これはやっていない」というようになってしまいがちなので。公的なデータの名称、その名称に含まれる行為というものを、根拠を持って示した方がいいかなというように思いました。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

○宮尾特別委員 すみません、関係しちゃうので。

○仲会長 はい、宮尾委員、どうぞ。

○宮尾特別委員 先ほど私は学校での教育の話をしましたが、アンケートで水遊びと書いてあるのにすごく抵抗を感じます。川へ行くのは水遊びだけじゃないですから。学校教育で行くのは、まさに学習で行くんですよね、水辺学習なので、水遊びというふうに断じてしまう、定義してしまわずにもう少し幅を広げていただきたいなというふうに思います。

そうすると、このイラストなんかも変わってくるのかもしれませんが。川へ行くのは。遊びだけじゃないんですよ、学校の活動を遊びだと言ったら、先生方、怒りますので。

○仲会長 ありがとうございます。

では、北村委員、お願いします。

○北村委員 先ほども少しコメントをしましたが、今回のアンケートですと、そもそもライフジャケットを着用しようと思う動機につながるような、海とか川とかのリスクを知っているかどうかを聞くような設問がないので、その辺りが聞けると良いと思います。そもそもリスクを知らなくて、川は浅いし、大したことないから大丈夫だよね、という理解で着用せずに遊びに行ってしまうのであれば、そこからちゃんと教えていくことも必要というのがアンケートから分かるといいなと思います。そのため、リスクに関する設問があるといいかなと思いました。

○仲会長 ありがとうございます。

今アンケートについていただいたご意見の中で私が気になりましたのが、宮尾委員がおっしゃられた、個人ではなく学校教育に対するアンケートです。このボリュームは、小学生を対象とするにはボリュームが多いです。私も子供へアンケートする機会がありますが、大きな字で記載して、枚数も少なくしないと負担が大きいです。今回はすみ分けて、別立てで行う必要があります。

この協議会も長年、検討を続けていて、検証というフェーズに入ってきているテーマもあります。ですので、今年度は、まずはこのアンケートでやらせていただいて、その次の段階として、学校教育に踏み込むという流れでやらせていただくとうまくいくのではないかなと私個人は感じました。貴重なご意見をありがとうございました。

では次に、検証実験のほうに進みましょうか。資料7、検証実験について、ご意見をお聞かせください。

迫委員、いかがですか。

○迫特別委員 資料のご説明ありがとうございます。

非着用状態でありますとか不適切な着用状態というのは、我々の試験でも行う試験ではございませんので非常に興味深いと思っております。

まず1点目ですけれども、今回10種類ほど用意されるということですが、こういった範囲から選ばれてくるのか。先ほど宮尾委員からもございましたが、マークのないものから選ぶのか、あるいは既に基準に適合しているものを確認すべく、そういったものも混在させる

のか、現段階でどのように事務局さんがお考えになられているのかを知りたいところです。

もう一点が、マークのないものも、各メーカーはいろいろな考えのもとで製造されていると思われますし、他方、C Sマークや桜マークに適合させると考えて製造されているメーカーもあるかと思われ、その他、社内基準、あるいは諸外国の基準といったところで、ピンキリの状況と思われま。

それら評価結果を報告書にした際、こんなものもありましたと公表したときに、社名を伏せたとしても、例えば某社のものであると判明した際に、世の中の方にどのように捉えられてしまうのかというところが危惧されます。それが風評被害につながったりしますと、よろしくないと思われま。

東京都がとりまとめされたということだけでインパクトがあると考えられますので、どう最終的な結論に持っていくのか、マークが無いものもそれなりの性能があるとか、全く浮かぶこともなく体が沈んでしまうものがありますということであれば注意喚起を行うということで良いと思いますが、それは〇〇社の〇型で、それは買わないようにしましょうということにつながるのかどうか、非常にメッセージの出し方は難しいと思われま。実験を始めますと様々な結果が出てくるかと思われまので、そのあたりを整理して始めないと収拾がつかないのではないかと、すごく不安があります。

以上2点です。

〇仲会長 ありがとうございます。

〇今井課長代理 ご質問ありがとうございます。

1点目の質問ですが、こういった範囲で検体を購入するかについては、先ほど説明でも少しだけ触れましたが、規格・基準に適合している商品、あるいはそうでない商品を購入予定です。そうでない商品については、メーカーさんがある程度有名で一般に普及している商品もあれば、オンラインやインターネットでしか売ってない海外製とか、そのような商品も検体の中を含める予定でした。

2点目の質問については、この協議会には、原則、検体の写真、特に品名やメーカー名は、公開しませんので、結果は出ますが、個々の商品について、ご懸念されている風評被害というのは原則あまり生じないのではと考えております。

ただ、昨年自転車用のヘルメットに関して、協議会を行ったときに、動画で試験結果を見せたほうが分かりやすいので、なるべく同じ色、似たような色で、ロゴについてはあらかじめテープで隠した上で、それぞれが特定できないような形にしてあくまで比較するために

映像にしたことがあります。

基本的に、どこかの商品について、良し悪しを申し上げることは考えておりません。

以上になります。

○仲会長 はい、木村委員、お願いします。

○木村特別委員 すみません。今回の実験で使うライフジャケットについてなんですが、全て、多分新品を使われるんだと思うんですね。例えば外国で作られた安価な、安いライフジャケットなんかにしても、新品だったらそれなりの浮力等も認められると思います。

しかし、それを継続的に使用する。例えば今回の議論の中にも入っていますが、保管の仕方によっては浮力が落ちてしまうということも当然考えられますから、例えばこういう使い方をしたとき、例えば1年経てばこうなっているというのは、なかなか検証としてはできないところなのかなと思うんですけども、それはもう致し方ないという扱いで進めていくんでしょうか。

○今井課長代理 使い方に関しても試験ができれば一番いいと思いますが、例えば劣化した商品を購入して実験した場合、検体ごとの保管状況は分からないので、今回は試験を行うことは難しいと考えております。

ただ、不適切な着用の試験案として、浮体を凹ませたものの試験は、ライフジャケットの取扱説明書等の記載で、物を乗せてはいけないとか折り曲げてはいけない、そういった内容はいろんな商品で注意表示がされています。そういったことを守らないで使った際、浮力体が凹んだものに関してどういった結果が出るかというのを想定した試験になります。使用による劣化とは少し違うかもしれませんが、近いものとしてはそういった試験を検討しております。

○木村特別委員 了解いたしました。

これはメーカーの委員の方々のほうが詳しいとは思いますが、例えば日々に1年間放置していて次の年に使うとなったときに、購入したときと全く違う浮力だったということが起こり得ますので。消費者の方々というのは、一回買えば、次の年、またその次の年というふうに、買うことなく使用していくと思うんですね。そういうときに、ちょっと危険が考えられるのかなと思いますので、もし検証ができなかったとすれば、専門家の方々のご意見を取り入れながら、耐用年数もそうですけども、経年劣化についての何かしらの一言があってもいいのかなというふうに思います。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

○折原課長 すみません。ちょっと補足させていただきます。

今、今井からお話があったように、昨年度は自転車用のヘルメットをここで扱いまして、やはり同じような検証実験をやったんですね。すなわち認証マークが取れているものと取れてないものを。

ヘルメットとライフジャケットを一概に比較できないところはあると思うんですけども、ヘルメットは、端的に申しまして、マークがついてないものは本当に危険という結果もあったりして、とても推奨はできないという結果もあったんですが、一つ共通している点として、今ご指摘があった保管方法ですとか、そういう部分について。当然、昨年度も検体は全部、新品を使いましたので、これは安全でした、危険でしたという結果は出たんですけども、経年劣化したらどうなるかのところはやはり検証できなかった。

どうしても私どもは限られた条件・数量で実験を毎回、どのテーマでもしていますので、今回もそこまで追えないんですが、ただヘルメットの時も、例えば自転車用のヘルメットは基本、耐用年数は3年なんですね。決して事故とかがなくても3年たったら変えましょうというところが推奨されていることとか、一回でも強い衝撃を受けたら、ちょっと高いところから落としたりしただけでも、危ないですよということですか。あとは保管していても、日に当たるようなところに置いておくと紫外線で劣化しちゃいますというのがあったので、そういうところは、実験の結果としては打ち出せなかったんですけど、報告書のほうでフォローはしています。なので、今回もそのような形で、報告書の中でフォローしていければと思っております。

○木村特別委員 承知しました。ありがとうございます。

○仲会長 吉川さん、お願いします。

○吉川氏 専門的な意見ではないんですけども、着用試験はすごく面白いなと思っていて。もちろん安全性をしっかりと立証する、実証していくことは当然なんですけれども、先ほど柿沼委員がおっしゃったように、救ってきた命がたくさんあるアイテムであるということも、もっともっと発信してほしいなというふうに思います。

どうしてもネガティブな情報のほうがすごく目立ってしまうので、ライフジャケットを着用することでこれだけ有効なんだというところや、保管の仕方ですとか経年劣化等につきましては、正しい情報を出していくところで、どんな方でも分かりやすい、ポジティブな情報発信の仕方、報告の仕方というのをご検討いただきたいと思います。

○仲会長 ありがとうございます。

友繁委員、お願いします。

○友繁特別委員 検査の対象なんですけど、10 種類程度を選ばれると思うんですけど、各 1 着という感じになりますか。

○今井課長代理 全ての試験において必要な検体数は用意しますので、試験に使うものは 1 着ではありません。

○友繁特別委員 一つの種類の試験に対して、1 着が対象ということですか。

○今井課長代理 強度試験以外に関しては、そのとおりです。

強度試験は試験部位ごとにそれぞれ新品を使用します。

物理的に力かける試験ですので、例えば 4 か所試験するものに関しては一種類につき 4 検体を用意したいと思っております。

○西塚主任 補足です。浮力試験、浮遊試験、強度試験、この三つの性能試験は同じ 10 種類のもので共通してやらせていただきます。

○友繁特別委員 ちょっと懸念しているのは、何というんでしょう、何かしらのマークがついているものとそうじゃないものを多分混ぜてされると思うんですけど、何もマークがついてないものに関しては、恐らくですけど、かなりばらつきがあると思うんです。量産する製造工程で結構多分ばらつきが出ると思うので。

懸念しているのは、まぐれでホームランみたいなものがある可能性があるのかなというのを、ちょっと懸念しています。1 点だけの検体だと、強度試験をやりましようとなったときに、受かっちゃうという言い方はあれですけど、本当にそうなのかもしれないんですけど、たまたま受かったみたいなのがあり得るんじゃないかなと思って、ちょっとそれが心配、それをよしとしてしまうと心配かなというのがあります。

○柿沼特別委員 ちょっと重ねて申し上げていいですか。

非常に重要な点は、人の命を守れるかどうかを検査なり検定するという点で、そこを公的な機関が責任を持って、性能の担保をきちんとされているということが一つあります。今回の実験はいわゆる性能鑑定というレベルで実施されるのでしょうか。

これは、そのライフジャケットというものに命を預けて、命が守られると思って大丈夫だとか、信頼をして良いのかということにつながるからです。

先ほど J C I（日本小型船舶検査機構）さんのほうからお話がありましたけれども、既に規格のある今の国家基準は様々な、先ほどの退行試験とか劣化試験とかも検査検定には

きちんと入っていますが、今回の実験に、そういったものがなく、主要なポイントだけに絞って、かつ量産の抜き打ち検査のように、どこを取っても大丈夫だったというものではなく、たまたま購入した1体が、その実験で大丈夫だったのかどうなのかということを横に並べて比較するとなるならば、その結果をご覧になったときに、都が実験して、これは大丈夫だったんだ、じゃあいいねとなるのが、消費者の皆さまにとって正しい情報提供がされたことになるのかということをご心配します。

この実験は、どのような意味、ゴール、位置づけなのかが分からないと、公的機関や団体によるきちんとした規格も形骸化させてしまうおそれもあり得るということに十分ご留意いただいて、ご検討いただきたいと思います。

結果的に、今回の実験により、かえって誤った形で都民の皆さんが安心してしまうという発表にならないように、十分ご留意をいただきたいと思います。一度出てしまったら、もうそれは取り返しがつきませんので、その点についてはよくよくご検討いただいたほうがいいのではと思います。

すみません。ちょっとシビアなことを申し上げて恐縮ですが、命を守る話なので。この点だけはくれぐれもお願いしたいと思います。

○仲会長 今のご指摘は非常に重要だと思います。この場で議論し尽くせるものではないので、検証実験に関してはタスクフォース的に、柿沼委員を含めて事務局で、もう少し詳細を詰めていくほうがよいと感じました。

○宮尾特別委員 関連するので。

例えば浮力試験についても、目的がどこにあるのかがよく分からないんですね。7キロと表示してあるが、7キロの浮力が実はないのだということを検証したいのか、あるいは、当然ライフジャケットにはいろんな浮力のものがありますから、浮力が小さいのが悪いという言い方になるのか、何を目的として浮力をやるのかというのが分からない。この検査は7.5キロで24時間やりますよね。浮力4キロの子供用は、当然沈んでしまいますよ。

何を目的にしてやるのかということをもう少しクリアにしないといけないというふうに思います。自転車ヘルメットは頭を守るという目的で一つですよ。でもライフジャケットは、それこそ釣り用には、ポケットがたくさんあって、いろんな機能を持ったライフジャケットがあるし、それからカヤックをやる人たちは、水が入らないように短くなっていて、かつ浮力が小さくて、ローリングしたときも、ある程度、泳力のある人がやっていますから、そういうライフジャケットがよいですし、一般用のレジャー用のライフジャケットもあります。

全部を一まとめにして、10 種類やりますというのでは、あとの整理、どう評価するのかというのが全然見えないんですよ。だから、目的をもう少しはっきりさせないと、この検証実験は意味がないのではないかと思います。

不良品を排除するということだったら、もうぜひやってほしいです。不良・不適格の、ちょっと引っ張ったら、ぺろっとすぐ破れるようなやつを排除するということだったら、はっきりしていますから。ぜひそれはやってほしいんですけど、ちゃんとしたメーカーがやっているやつは、まずそういうことはないでしょうね。

認証品は、そういうことは検査していますから、ないので。そこら辺の目的をもう少しはっきりさせないと、実験するほうも大変だし、整理するほうも、どのように世の中に発表したらいいかというのが難しいと思いますよ。それに、直接メーカーにも影響しちゃいますし。○仲会長 タスクフォースの中に宮尾委員も入っていただく、あるいは、アドバイスをいただくといった立場で引き続きご指導いただければと思います。

では、大変お待たせしました。菅原委員、お願いいたします。

○菅原特別委員 今のものに関連してなんですけれども、この試験は静水域のプールなどで行うのか。多分そうだと思うんですけど、静水域ですよ。先ほど、「果たして本当に命を守れるか」という話もあったんですけども、流水で人の命をちゃんと守れるかどうかというのは、川の利用を考えた上で、すごい重要になってくると思っています。それは、静水域で単に浮力試験などをやっただけでは多分分からない内容です。どういったライフジャケットが流れの中でも脱げないかどうかというところは、きちんと調査しなきゃいけないのかなと思います。

幸い、都にはカヌー・スラロームセンターがありますので、そういったところで、例えばいろんなタイプのライフジャケットをつけた人形を流して、果たして脱げないかどうかという実験をするのも良いかと思います。例えば、流速が 1 m/s のときにどうか、 2 m/s 以上の速い流れではどうかという試験だとか。

あるいは流れが川底に向かうような場所で一旦沈み込んでしまったようなときに、どれだけ早く頭部が水面上に浮上するか。それは浮力が高ければ高いほど浮上が早くなると思います。流れの中で水面より深い場所に没してしまうという状態は、水中の障害物にエンタラップされる危険性が高くなります。そういった危険事象に遭遇する可能性を低くするためには、できるだけ早く、短時間で浮上するものの方がいいと思うんですけども、そういった浮上の速さがどうかということも非常に、川のライフジャケットを考える上では必要になっ

できます。

先ほどの「何のために」というご意見があったかと思いますがけれども、例えば流水の場合、海の場合など、シチュエーションがいろいろ違う中で、私が提案したいのは、流水の中でちゃんとそのライフジャケットが命を守れるかという試験方法があるといいかなというふうに思いました。

○仲会長 ありがとうございます。

関連して、順番に北村委員、お願いします。

○北村委員 今おっしゃっていただいたご意見に、関連すると思います。

これまでのご意見の中でも、やはり船舶用のものを川で使うと駄目だよというお話があったと思いますが、そのことも一般にはあまり知られていないと思いますので、ライフジャケットなら何でも良いとなってしまうと思います。

船舶用を流水の中で使うと、どのようになるのかというのを示すのも、やはり大事ではないかと思います。不適切な使用の仕方の一環として、目的が違うライフジャケットを使うと、どうなるのかについても、実験などを実施できると良いかなと思いました。

○仲会長 ありがとうございます。

では、江口委員、お願いします。

○江口特別委員 ちょっと関連するかもしれませんが、浮力試験にしても強度試験にしても、10種類するとしたときに、目的はおっしゃるとおりだと思いますけど、どういうファクターで10種類の違いを出すのかなというのは、ちょっとよく分かりません。メーカーでもない、認証の有無でもない、何なんだろうという感じがちょっとします。

○仲会長 宮村委員、お願いします。

○宮村特別委員 メーカーのほうの立場からしますと、固型式のライフジャケット・救命胴衣に関して、耐用年数というものを設けていないんですね。これは一切設けておりません。

何をもって耐用年数とするのか、そういうところから、今、小型船舶関連事業協議会の中でも、やはり耐用年数というものを設けたほうが消費者にとってもいいだろうと。商売だけじゃなくて、耐用年数を設けることによって、正規に、命を守るべきものを使っただけという観点を持っていまして、今我々のほうで調査、研究を始めようとしている段階です。

ですので、今後の協議の中で、今日もそうですけど、耐用年数の話が出ていましたが、現実問題として、固型式の救命胴衣・ライフジャケットに耐用年数はないということを皆様にお知らせしておきたいと思いました。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。

ほかにもまだご意見があるかと思いますが、時間になってしまいましたので、大変申し訳ありませんが、ここで一旦閉じさせていただきます。お気づきのところがございましたら、期限を切って申し訳ありませんが、めどとして9月25日水曜日、おおむね1週間後までに事務局にご連絡をいただければと思います。

タスクフォースについては、早急に必要なので、この後すぐに私も入れていただいて、ご相談させていただければと思います。

では次に、議事（3）、今後の協議スケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○今井課長代理 生活安全課、今井です。

今後の協議スケジュールについて、ご説明いたします。

資料9をご覧ください。

本日、9月19日に第1回の協議会を開催いたしまして、安全対策の検討や検証実験（案）、アンケート調査（案）の検討を行いました。いろいろなご意見をいただきありがとうございました。

こちらについては、先ほど仲先生もおっしゃられたように、修正ですとかご意見を詰めた上で、実際の調査や実験を第2回までに行っていければと考えております。また、検証実験を実施した後、課題とか、今後協議会で提言内容についての検討（案）を作成したいと考えております。

第2回につきましては、可能であれば今年の11月下旬から12月中旬くらいまでで、今年中に開催できればと考えております。アンケート調査、検証実験結果の報告と、課題とか安全対策等、得られたことについて、検討を進めていきます。

こちらでいただいたご意見等を含めまして、協議会の報告書（素案）の取りまとめと、委員・特別委員・関係者の方等への個別確認等を行い、第3回、来年一、二月頃に協議会を開催いたしますが、そちらで報告書（素案）の協議をしたいと考えております。第3回でいただいた意見を基に、報告書（案）の修正及び修正の際に個別確認等を行い、第4回に向けて、報告書（案）をほぼ決定という形で進めていければと考えております。

第4回の開催は、2月下旬から3月頃を予定しております。協議会の報告（案）について、その場で決定を取ればと考えており、また後日、プレス発表で公開いたします。報告書の

公表の後、協議会に基づく都の対応として、積極的な注意喚起、国や関係する業界団体への情報提供、要望等を考えております。

資料9の説明は以上になります。

○仲会長 ありがとうございました。

皆さん、様々なご意見をいただきましてありがとうございました。

迫委員から、ご指摘がありましたように、交通整理をしておかないと収拾がつかないと、改めて思いました。それを事務局も理解していて、資料8、論点の整理を作っていたと思いますが、さらに詰めていく必要があるだろうと思います。与えられた時間の中で精いっぱい議論を尽くしていきたいと思います。

それでは、本日の議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の協議会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました

午後3時38分閉会